

「神戸市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱」の改正(案)の概要

～自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準の見直し～

1. 改正の趣旨

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の改正（令和3年5月28日）により、長期優良住宅の認定に関して“自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に係る事項”が追加されたことから、同法第6条に基づく「神戸市長期優良住宅建築等計画の認定等に関する要綱」に同配慮に関する基準を追加して運用してきました。

今回、認定を行わないことを基本とする「災害の危険性が特に高い区域」に関する考え方を整理し、同区域の一部を見直すこととします。

2. 改正の概要

同要綱第6条（自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準）により認定を行わないこととしていた区域のうち、災害防止の措置が講じられている以下の区域については、認定を行うことを可能とします。

- ① 地すべり防止区域のうち、地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の施行その他の同条第1項に規定する地すべりを防止するための措置が講じられている土地の区域
- ② 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の同条第1項に規定する急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域

3. 施行予定日

令和5（2023）年12月下旬頃